

# 北本市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年11月

## 目 次

第1	はじめに	
1	背景	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定	・ ・ ・ ・ 1
第2	対策の基本方針	
1	新型インフルエンザ等対策の目的	・ ・ ・ ・ ・ 3
2	新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 4
第3	発生時の被害想定	
1	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	・ ・ ・ ・ ・ 5
2	新型インフルエンザ等発生時の社会・経済的影響	・ ・ ・ ・ ・ 5
第4	対策推進のための役割分担	・ ・ ・ ・ ・ 7
第5	新型インフルエンザ等の発生段階と主な対策	・ ・ ・ ・ ・ 9
第6	市行動計画の主要5項目	
1	実施体制	・ ・ ・ ・ ・ 11
2	情報収集と情報提供	・ ・ ・ ・ ・ 11
3	まん延防止	・ ・ ・ ・ ・ 12
4	予防接種の実施	・ ・ ・ ・ ・ 12
5	市民生活及び社会機能の安定確保	・ ・ ・ ・ ・ 16
第7	実施体制	
1	対策の推進体制	・ ・ ・ ・ ・ 17
2	北本市新型インフルエンザ対策本部	・ ・ ・ ・ ・ 17
3	北本市新型インフルエンザ連絡調整会議	・ ・ ・ ・ ・ 17
4	各部等の主な役割	・ ・ ・ ・ ・ 20
第8	発生段階別の対応	
1	未発生期（国内・海外未発生）	・ ・ ・ ・ ・ 22
2	海外発生期	・ ・ ・ ・ ・ 25
3	国内発生期	・ ・ ・ ・ ・ 28
4	県内発生早期	・ ・ ・ ・ ・ 33
5	県内感染拡大期	・ ・ ・ ・ ・ 39
6	小康期	・ ・ ・ ・ ・ 46

別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について	・ ・ ・ ・ ・ 49
別表2 病原性による医療の対策の選択について（概要）	・ ・ ・ ・ ・ 56
参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	・ ・ ・ ・ ・ 57
用語解説	・ ・ ・ ・ ・ 60
新型インフルエンザに備えた個人での備蓄物品の例	・ ・ ・ ・ ・ 63
北本市新型インフルエンザ等対策本部条例	・ ・ ・ ・ ・ 64

## 第1 はじめに

### 1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返す季節性インフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新種のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人々が新しい型に対する免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすものとなる。

厚生労働省は、平成17年11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に行うため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁及び自治体を実施する具体的な対策を定めた。平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び「検疫法」が改正された。

平成21年4月、メキシコから始まった豚インフルエンザの変異による、新型インフルエンザ（A/H1N1）が全世界にひろがり、同年6月にWHOは「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言し新型インフルエンザが世界的な段階に入ったことを明らかにした。わが国でも、同年5月に国内で初の感染者が確認され、1年余りで約2千万人がり患したと推計された。

### 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の策定

#### （1）新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

平成25年4月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が施行された。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様な危険性があり、社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

これは、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

#### （2）行動計画の策定

平成25年6月、政府は特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を、平成26年1月、埼玉県では特措法第7条第1項の規定に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

北本市では、これら国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、特措

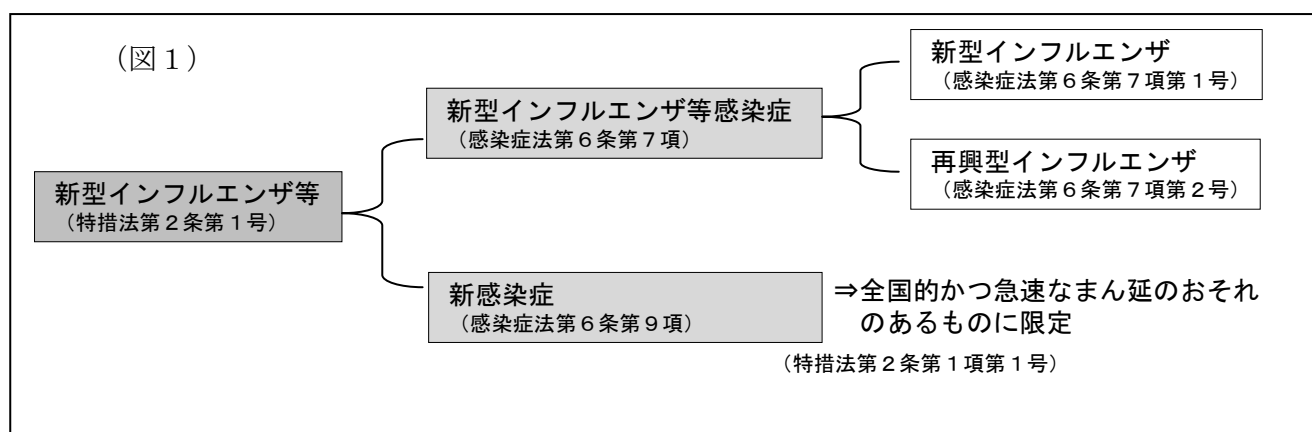
法第8条第1項に基づき、「北本市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

本行動計画は、埼玉県、近隣市町及び医師会をはじめとした関係諸機関と連携し、新型インフルエンザ等の流行から市民を守り、健康被害を最小限に抑えるための措置を示すものであり、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示している。

### （3）行動計画の対象

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、本行動計画の参考として「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（57～59頁）に対し必要に応じて協力する。

### （4）行動計画の見直し及び検証等

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画及び県行動計画が見直された場合などは、市は必要に応じ適時適切に市行動計画の見直しを行う。

## 第2 対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には市民の多くが患うものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の対応能力を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

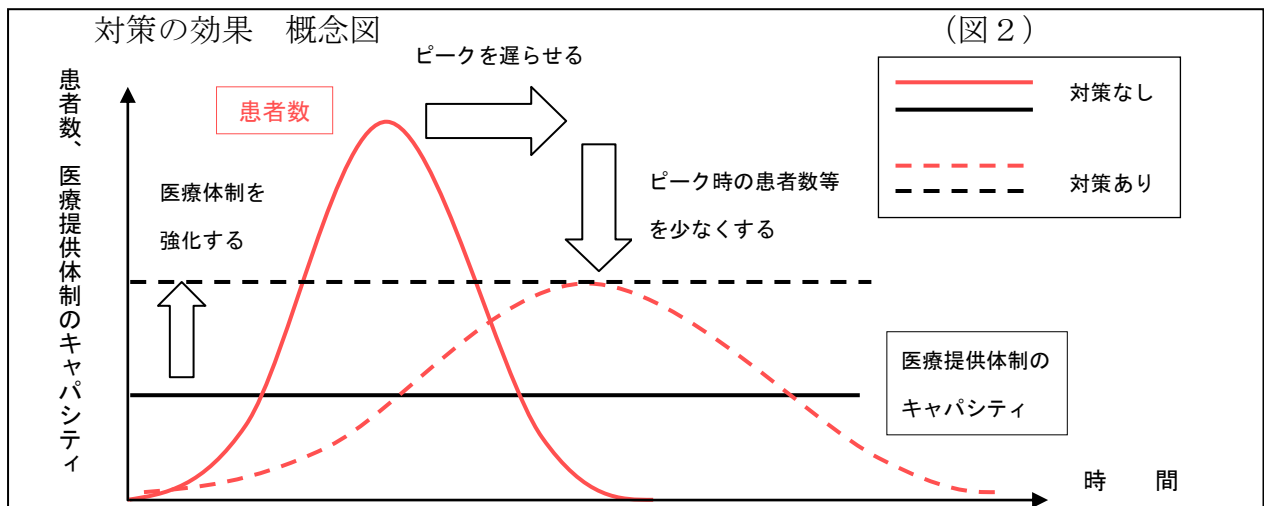
イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、並びに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供の対応能力を超えないようにすることで、患者が適切な医療を受けられるようにする。

ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。

イ 事業継続計画の策定・実施等により、医療の提供業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



## 2 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した際の対策を実施する場合において、次の4点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重する。

県との連携のもと、以下の対策の実施にあたって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。

- ・ 医療関係者への医療等の実施の要請等
- ・ 不要不急の外出の自粛要請
- ・ 学校、興行場等の使用及び制限の要請
- ・ 臨時の医療施設の開設のための土地等の使用
- ・ 緊急物資の運送等
- ・ 特定物資の売渡しの要請等

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効である等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともありうると思われる。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意する必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

市長を本部長とする北本市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする政府新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び県知事を本部長とする埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

北本市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 第3 発生時の被害想定

### 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力）、宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要因に左右される。また、ウイルスの病原性についても高いものから低いものまでさまざま、発生の時期やその流行規模を事前に正確に予測することは難しい。

本行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定する。

（表1参照）

なお、未知の感染症である新感染症についての被害想定は困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に、対策を検討・実施することとなる。そのため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつ、空気感染対策も念頭に置きながら対策を検討する必要がある。

（表1）

	全国		埼玉県		北本市	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～約2,500万人		約75万人～約140万人		約7,300人～約14,000人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人	約280人	約1,000人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	約17万人	約64万人	約9,500人	約36,000人	約75人	約340人

- （注）
- 1 政府行動計画、県行動計画の被害想定を参考に想定した。
  - 2 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として想定した。
  - 3 この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。
  - 4 この推計は、今後も適宜見直すことがある。

### 2 新型インフルエンザ等発生時の社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- （1）国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、事業所を欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。



### 第3 発生時の被害想定

(2) ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)における入院患者数や死亡者数は以下のとおりであった。このため、前述の被害想定をかなり下回る想定についても考慮しておく必要がある。

(表2)

	全国	埼玉県
医療機関受診患者数	約2,000万人	約108万人
入院患者数	約1.8万人	383人
死亡者数	198人	9人

(注) 平成21年の発生後、平成22年3月3日までの累積の推計。入院患者数は、平成21年7月24日以降の累計。

## 第4 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進</li> <li>・医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施</li> </ul>
(2) 県
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、県内係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県対策本部等を設置</li> <li>・政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携</li> <li>・市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供</li> <li>・地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進</li> </ul>
(3) 市町村
<p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施</li> <li>・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携</li> </ul>
(4) 医療機関
<p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策</li> <li>・必要となる医療資器材の確保</li> <li>・診療継続計画の策定</li> <li>・地域における医療連携体制の整備</li> </ul> <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>発生状況に応じて医療を提供</li> </ul>
<p><b>(5) 指定（地方）公共機関</b></p> <p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特措法に基づき業務計画を作成</li> </ul> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等対策を実施</li> <li>国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施</li> </ul>
<p><b>(6) 登録事業者</b></p> <p>医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国の指示により臨時に予防接種を実施</li> <li>事業活動の継続</li> <li>発生前から、職場における感染対策の実施</li> <li>重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施</li> </ul>
<p><b>(7) 一般の事業者</b></p> <p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の事業を縮小</li> <li>多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底</li> </ul>
<p><b>(8) 市民</b></p> <p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p><b>【新型インフルエンザ等発生時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手</li> <li>外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施</li> </ul>

## 第5 新型インフルエンザ等の発生段階と主な対策

新型インフルエンザ対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況変化に即した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画、県行動計画に準じて、6つの発生段階に分類し、発生段階ごとの対策の概要（表3）のとおりとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。さらに、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

発生段階ごとの対策の概要（表3）

	1 未発生期	2 海外発生期	3 国内発生期	4 県内発生早期	5 県内感染拡大期	6 小康期
発生状況	海外を含め発生していない	海外で発生	国内で発生 (県内は未発生)	県内で発生 (患者の接触歴を把握)	県内でまん延 (接触歴を把握できない)	患者発生が減少
対策の目的	・発生に備え体制の整備	・国内発生に備えた体制の整備	・県内発生に備えた体制の整備	・感染拡大の抑制 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を抑制 ・社会・経済への影響の抑制	・生活・経済の回復 ・流行の第二波へ備え
実施体制	国が緊急事態宣言（市対策本部の設置・継続）				市対策本部の廃止	
	連絡調整会議を設置					

第5 新型インフルエンザ等の発生段階と主な対策



(注) これらの発生段階は、順を追って段階的に進行するものとは限らない。

## 第6 市行動計画の主要5項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、以下の5項目について立案する。なお、各項目の対策については、発生段階ごとに記載する。

### 1 実施体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する。

新型インフルエンザ等の発生は、生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、市においては、新型インフルエンザ等が発生した場合は、危機管理部門と健康に関わる部門が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

市は、関係部局が相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施するとともに、県等と協力して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行う。また、新型インフルエンザ等発生時の業務継続の実効性を確保するため、北本市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下「市業務継続計画」という。）を策定する。

### 2 情報収集と情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、施策の実施に当たって、国民一人一人が、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき、適切に行動することで、まん延の防止が可能となる。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、市民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び市民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。

したがって、平時から国及び県が発信する情報を入手することに努めるとともに、関係部局間での情報共有体制を整備する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び都道府県等が発信する情報を入手し、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談を行う。また、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整備するとともに、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に関する情報、公共交通機関の運行状況等についても情報提供する。

また、発生時において個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を市民に提供するとともに、継続的に市民の意見を把握し、市民が主体的に対策に参画できる体制を整備する必要がある。さらに、コミュニケーションに障がいのある人（視覚障がい者、聴覚障がい者等）や外国人など、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

市民への情報提供の手段としては、『広報きたもと』、市ホームページ、防災行政無線、市民向けチラシ、広報車等を活用するとともに、自治会、民生委員・児童委員協議会等の地域団体へ状況

説明や資料提供を行う。

### 3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を止めることは困難である。しかし、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活・経済への影響を最小化することを目的として、適切な医療の提供と、感染拡大防止対策を講じることが重要である。

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることは、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることは、医療体制が対応可能な範囲内におさえることにつながる。

なお、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生的観点から実施する対策は特に重要な施策である。

また、感染拡大防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

### 4 予防接種の実施

市民等に新型インフルエンザ等ワクチンを円滑に接種するため、「北本市新型インフルエンザワクチン接種計画」（以下「市接種計画」という。）を策定する。

#### （1）ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさえるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

パンデミックワクチンは、接種により重症化防止が期待できるが、細胞培養法等の新しいワクチン製造法を用いても、全国民分のワクチンを製造するのに6か月かかるかとされている。

#### （2）特定接種

##### ア 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に実施するもので、政府対策本部長がその緊急の必要があると認める時に、臨時に行われる予防接種である。

### イ 特定接種の対象者となり得る者

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである(別表1参照)。

- (ア) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより登録を受けている者(以下、「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- (イ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (ウ) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### ウ 接種順位等

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会(政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会)の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

### エ 特定接種の登録

市は、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、県が行う特定接種の登録対象となる事業者の登録申請に関する事務に対し、必要に応じた支援を行う。

### オ 特定接種の接種体制

特定接種は、原則として集団接種によるものとし、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体となり、地方公務員については、所属する県又は市が実施主体として接種を行う。

## (3) 住民接種

### ア 臨時接種(予防接種法第6条第1項)

特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われている場合、同法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種として、原則として集団的接種を行うことにより、全市民が速やかに接種することができる体制の構築を図る。

### イ 新臨時接種(予防接種法第6条第3項)

特措法に基づく「緊急事態宣言」が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、市が接種を実施する。接種費用は自己負担で実施するが、市は経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し、接種費用の減免措置を行うことができる。



### ウ 接種順位

住民接種の接種順位については、次の4群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

(ア) 呼吸器疾患・心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化する医学的ハイリスク者(基礎疾患を有する者及び妊婦)

(イ) 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

(ウ) 成人・若年者

(エ) ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

※接種順位については、政府行動計画に示されているように、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられる。しかし「緊急事態宣言」がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条第2項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方(重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方)もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。

### エ 接種体制

住民接種は、市が実施主体とし、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるように接種体制の構築を図る。

※住民接種のパンデミックワクチンは、早期に供給し、できるだけ早く接種を実施するため、また、その大部分を10mlなどの大きな単位のバイアルで供給するため、原則として集団的接種を行う。

※1mlバイアル、プレフィルドシリンジ等の小さな単位のワクチンについては、妊婦、在宅医療の受療中の患者など、特に必要な者が利用するものとし、これらの者については個別接種も行うこととする。

### オ 予防接種による健康被害

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市が給付を行う。

なお、接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。

## 予防接種の種類

(表4)

予防接種の種類	特定接種	住民接種	
		有	無
緊急事態宣言	—	有	無
特措法	特措法第28条	特措法第26条	—
予防接種法	予防接種法第6条第1項 (臨時接種)による予防 接種とみなして実施	予防接種法第6条第1項 (臨時接種)による予防 接種として実施	予防接種法第6条第3 項(新臨時接種)とし て実施
考え方	医療の提供並びに国民生 活及び国民経済の安定を 確保するため緊急の必要 があると認めたとき	新型インフルエンザ等緊 急事態において、新型イ ンフルエンザ等が国民の 生命及び健康に著しく重 大な被害を与え、国民生 活及び国民経済の安定が 損なわれることのないよ うにするため緊急の必要 があると認めるとき	まん延予防上緊急の必 要があるとき(臨時接 種の対象疾病より病原 性が低いものを想定)
実施主体	国 都道府県 市町村	市町村	市町村
努力義務/勸奨	有/有	有/有	無/有
接種費用の負担	実施主体が全額負担	実費徴収不可 負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4	低所得者以外からの実 費徴収可 低所得者の場合の負担 割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

## 5 市民生活及び社会機能の安定確保

### (1) 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザは、多くの市民がり患し、本人のり患や家族のり患等により、事業所の従業員の最大40%が2週間にわたり欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行う必要がある。

市は、備蓄・製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について、検討を行う。また、個人・家庭における対策として、最低限(2週間程度)の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことを奨励するとともに、食料品・生活必需品等の購入に当たっては、買占めを行わないように注意喚起を行う。

### (2) 要援護者への生活支援

高齢者世帯、障がい者世帯等、新型インフルエンザの流行により、孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援(安否確認・介護・訪問看護・訪問診療・食事提供等)について、要援護者計画を策定し、発生前から生活支援について検討しておく必要がある。

市は、市民を支援する責務を有することから、市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への具体的な支援体制の整備を進める必要がある。支援を必要とする者に対しては、食料品・生活必需品等を配達する者の感染防止や負担を軽減できる方法を検討する。

### (3) 埋火葬の円滑な実施

感染症法第30条第3項においては、「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓埋法」という)第3条に規定する24時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第30条第2項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

このため、市は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

### (4) 物資の備蓄

市は、平時から、新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検を行う。

## 第7 実施体制

### 1 対策の推進体制

国内や海外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、北本市新型インフルエンザ等対策本部及び北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### 2 北本市新型インフルエンザ等対策本部

国内発生期になり、国による新型インフルエンザ等「緊急事態宣言」が発令された場合、特措法第34条及び北本市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、北本市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、行動計画に基づき迅速かつ的確な対策を実施する。

#### （1）本部長・副本部長

本部長は、市長として（特措法第35条）、本部は北本市役所に設置する。本部長は、市内の新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行う。

また、本部長が必要と認める場合は関係職員、外部関係機関職員等の出席を求めることができる。

副本部長は、副市長及び教育長とし、その職務は本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

#### （2）部員

本部員は、総合政策部長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市整備部長、都市整備部参与、教育部長、議会事務局長、会計管理者、埼玉県央広域消防本部消防長とし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

### 3 北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

新型インフルエンザ等対策本部を新型インフルエンザ等の発生時速やかに立ち上げられるよう、また未発生期からの対策を推進するために、対策本部の下部組織として、北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置する。

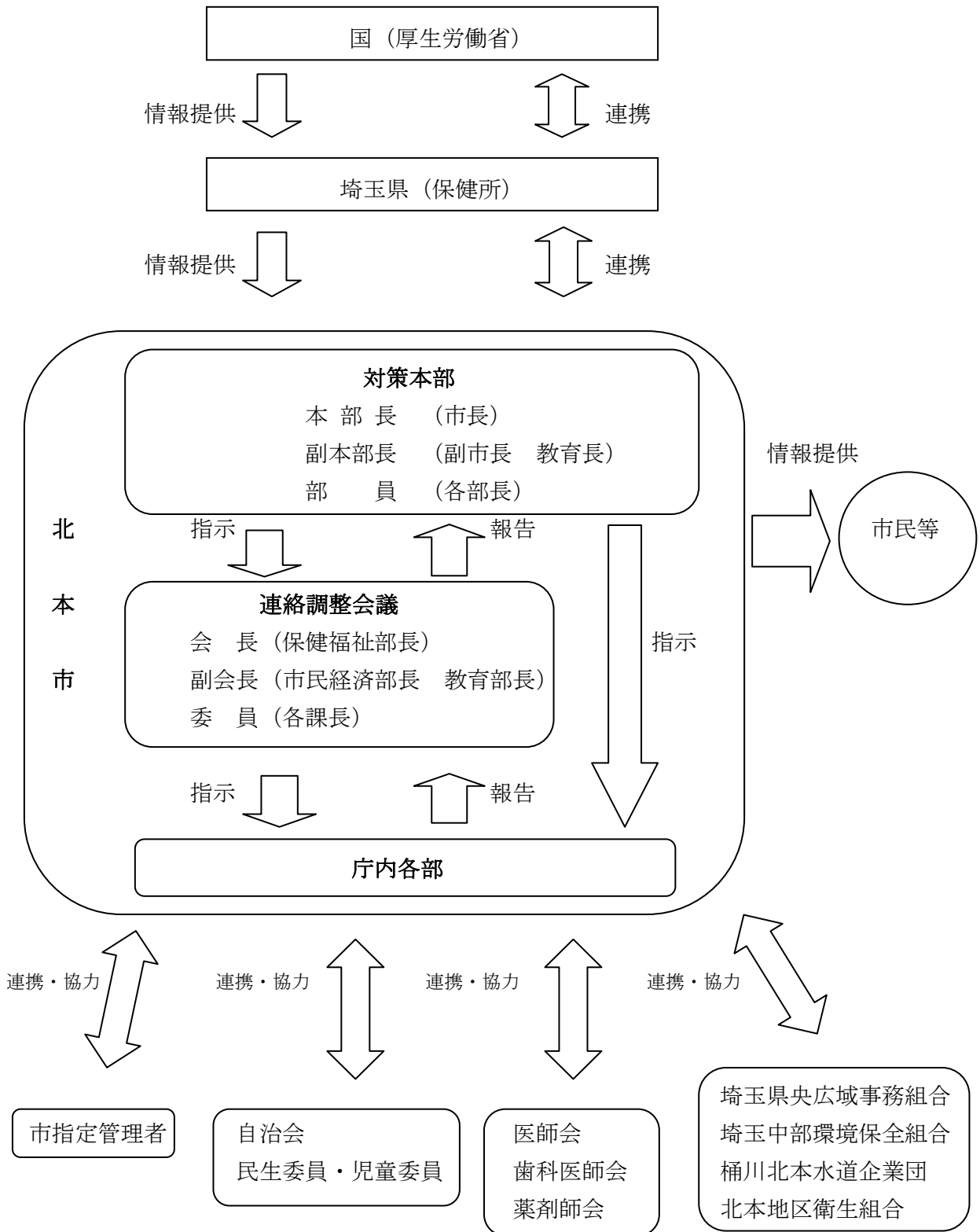
## 北本市新型インフルエンザ等対策本部

設置段階	特措法に基づく「緊急事態宣言」発令時及び任意での設置
構成	本部長：市長 副本部長：副市長 教育長 本部長員：総合政策部長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市整備部長 都市整備部参与 教育部長 議会事務局長 会計管理者 埼玉県中央広域消防本部消防長
役割	連絡調整会議から新型インフルエンザ等に関する報告と対策の方針案（連絡調整会議が策定した対策のうち特に重要な事項）の説明を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行う。 （1）市長緊急事態宣言、終息宣言の発表 （2）市内公共施設の閉鎖、利用制限、市の行事の中止、延期等の決定 （3）市職員の勤務体制の見直し （4）新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定 （5）臨時的な診療場所開設の決定（市内公共施設等） （6）その他重要事項の決定 ※重要事項であっても、緊急対応が必要な場合については、市長と協議の上、連絡調整会議で決定し、対策本部へ報告することができるものとする。
事務局	保健福祉部 健康づくり課

## 北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議

設置段階	未発生期・海外発生期・国内発生期・県内発生早期・県内感染拡大期・小康期
構成	会長：保健福祉部長 副会長：市民経済部長 教育部長 委員：秘書広報課長 政策推進課長 総務課長 財政課長 暮らし安全課長 市民課長 産業観光課長 福祉課長 障がい者福祉課長 こども課長 高齢介護課長 健康づくり課長 都市計画課長 下水道課長 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 体育課長
役割	（1）新型インフルエンザ等に関する情報収集、情報交換 ア 各課が所管する施設（関係機関）との情報交換、内容確認 イ 国、県（保健所）等からの通知、指示事項等の確認 →集約した情報を対策本部に報告 （2）状況に応じた対策の検討、策定、実施及び軽易な対策の決定 →対策の方針等で市民生活に大きな影響を及ぼす重要な事項については対策本部に提案 （3）新型インフルエンザ等感染対策の普及啓発 （4）市行政業務の継続に関する調整 （5）市行動計画の見直し
事務局	保健福祉部 健康づくり課

【新型インフルエンザ等対策組織図】



## 4 各部等の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために、各部局が連携をとりながら、計画に準じた全庁的な取組を行う。

各部等の主な役割については以下のとおりとする。なお、発生段階別に感染拡大状況に応じて実施する具体的な対策は、後述の「第8 発生段階別の対応」に記載する。

各部等に共通する役割	
1 対策本部及び連絡調整会議から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関する事。 2 所管する市施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要請等に関する事。 3 県内発生早期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関する事。 4 県内発生早期等における市の業務の維持継続に関する事。 5 関係機関との連携・調整に関する事。	
部名	各部等の主な役割
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連情報の発表に関わる総合調整に関する事。(秘書広報課)</li> <li>・ 報道機関との連絡調整に関する事。(秘書広報課)</li> <li>・ 公共交通機関の業務継続に関する事。(政策推進課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理に関する総合調整に関する事。(総務課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における各部間の応援調整に関する事。(総務課)</li> <li>・ 職員の特定接種に関する事。(総務課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に関する対策予算に関する事。(財政課)</li> <li>・ 職員の勤務体制に関する事。(総務課)</li> <li>・ 職員の健康管理及び感染対策に関する事。(総務課)</li> <li>・ 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関する事。(総務課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>
市民経済部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部との連絡調整に関する事。(くらし安全課)</li> <li>・ 自治会等への協力要請に関する事。(くらし安全課)</li> <li>・ 非常用食料等の防災備蓄品の使用に関する事。(くらし安全課)</li> <li>・ 家きん等に関して、事業者及びJ Aとの連絡調整に関する事。(産業観光課)</li> <li>・ 廃棄物の収集及び処理の維持に関する事。(くらし安全課)</li> <li>・ 食料品、生活必需品の安定供給等の消費生活対策に関する事。(市民課 産業観光課)</li> <li>・ 事業所(者)への情報提供及び連絡・調整に関する事。(産業観光課)</li> <li>・ 電気、ガス、水道等のライフライン事業者への業務継続の要請に関する事。(くらし安全課)</li> <li>・ 防疫に関する事。(くらし安全課)</li> <li>・ 一時的な遺体の安置所の開設に関する事。(くらし安全課)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県央みずほ斎場との連絡調整に関する事。 (くらし安全課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>
保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対策本部の設置及び運営に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 連絡調整会議の設置及び運営に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 県対策本部等の関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ プレパネミックワクチン及びパネミックワクチンの予防接種に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 保健所との連絡調整に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の周知及び市民の外出自粛要請に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 市内医療機関での新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)の受診状況の把握に関する事。 (健康づくり課)</li> <li>・ 要援護者等の支援に関する事。 (福祉課 障がい者福祉課 高齢介護課)</li> <li>・ 介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報提供に関する事。 (福祉課 障がい者福祉課 高齢介護課)</li> <li>・ 介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ患者の集団的な発生に関する事。 (福祉課 障がい者福祉課 高齢介護課)</li> <li>・ ボランティア等の受け入れに関する事。 (福祉課)</li> <li>・ 保育所等における感染対策に関する啓発及び情報提供に関する事。 (こども課)</li> <li>・ 保育所等でのインフルエンザ患者の集団的な発生に関する事。 (こども課)</li> <li>・ 保育所等の業務継続、臨時休園等に関する事。 (こども課)</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会関係各施設の対応事項取りまとめ、調整に関する事。 (教育総務課)</li> <li>・ 小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関する事。 (体育課)</li> <li>・ 小中学校でのインフルエンザ患者の集団的な発生に関する事。 (体育課)</li> <li>・ 小中学校の臨時休業等に関する事。 (学校教育課 体育課)</li> <li>・ 教職員の健康管理及び調整に関する事。 (学校教育課 体育課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣の監視等に関する事。 (都市計画課)</li> <li>・ 公共下水道の業務継続に関する事。 (下水道課)</li> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>
会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ul>



## 第8 発生段階別の対応

### 1 未発生期（国内・海外未発生）

状態：
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的：
・ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方：
・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国及び県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

#### （1）実施体制

##### ア 行動計画等の策定

特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務継続計画を策定し、必要に応じて見直していく。

##### イ 体制の整備及び国及び県等との連携強化

市は、国及び県・保健所と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施する。

#### （2）情報収集と情報提供

ア 国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ市民に提供する。

イ 広報紙等に新型インフルエンザ等に関する予防的対策や行動計画などの情報を掲載する。

ウ 学校・保育所等は集団発生しやすいことから、市は平常時から、季節性インフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。また、児童・生徒等に対し感染症や公衆衛生について指導する。

#### （3）まん延防止

ア 市民（特に、児童・生徒及びその保護者、基礎疾患を有する者等の重症化が予測される対象者）に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及びマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の通常の季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策について情報提供する。

イ 小・中学校、保育所等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた

対応について検討する。

ウ 県等の要請に応じ、医療体制の整備等の各種対策に適宜協力する。

#### (4) 予防接種の実施

##### ア 特定接種の準備

- (ア) 市及び県は、特措法第28条に基づき実施する特定接種の対象となり得る地方公務員に対し、集団的接種を原則として、速やかに、特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。
- (イ) 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じ協力する。
- (ウ) 特措法第28条第4項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。
- (エ) 市は、業種を担当する府省庁が特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に、必要に応じて協力する。
- (オ) 登録事業者は、必要に応じ市町村を通じ、厚生労働省へ登録申請するため、市はその際に協力する。
- (カ) 市は、業種を担当する府省庁が、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力する。
- (キ) 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛に人数を報告する。
- (ク) 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。

##### イ 住民接種の準備

- (ア) 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条（新型インフルエンザ等緊急事態の場合）または予防接種法第6条第3項（新型インフルエンザ等緊急事態ではない場合）に基づき、原則として集団的接種により、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。
- (イ) 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等により、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- (ウ) 速やかに、住民接種ができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、準備を進めるよう努める。
- (エ) ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。
- (オ) 地域の実情に応じて、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約を受け付ける方法等の手順を計画する。
- (カ) 未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、医師会と連携の上、接種体制を構築する。
  - ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

- ・接種場所の確保（保健センター等）
- ・接種に要する器具等の確保
- ・接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

(キ) 予防接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。また、保健センター等の公的な施設や医療機関に委託することにより接種会場を確保する。

(ク) 各接種会場において、集団的接種の実施ができるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

## (5) 市民生活及び社会機能の安定確保

### ア 社会・経済機能の維持

地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、市の備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行う。

### イ 要援護者への生活支援

自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。

要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容、協力者への依頼内容を検討する。

#### (ア) 対象者

北本市地域防災計画における避難行動要支援者の範囲と同じ。

#### (イ) 体制

自治会等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

### ウ 埋火葬の円滑な実施

市は、県に協力し、火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設(以下「臨時遺体安置所」という。)数を調査する。その結果について、県内の市町村及び近隣の都道府県との情報の共有に協力するとともに、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。

### エ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策及び医療体制に係る物資及び資材、医薬品等を備蓄、点検する。

また、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める。

## 2 海外発生期

状態：
<ul style="list-style-type: none"><li>・海外で、新型インフルエンザ等が発生した状態。</li><li>・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li><li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li></ul>
目的：
<ul style="list-style-type: none"><li>・国内発生に備えて体制の整備を行う。</li></ul>
対策の考え方：
<ul style="list-style-type: none"><li>・新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような強力な措置をとる。</li><li>・国及び県が積極的に収集する国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握する。</li><li>・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。</li></ul>

### (1) 実施体制

厚生労働大臣が感染症法第44条の2第1項又は第44条の6第1項の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表し、内閣総理大臣が特措法第15条第1項の規定により政府対策本部を設置し、県対策本部も設置された場合、北本市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を開催し、情報収集及び、市行動計画に基づいた具体的対策の実施について協議するとともに、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

### (2) 情報収集と情報提供

#### ア 国内外の情報収集

国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、鴻巣保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。

#### イ 帰国者・接触者相談センター等情報の把握

帰国者・接触者相談センターの設置情報を把握する。

#### ウ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

必要に応じて、小中学校、保育所等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の発生状況を把握する。

#### エ 新型インフルエンザ等患者の把握

桶川北本伊奈地区医師会及び鴻巣保健所と連携し、市内で新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）が受診した場合の届出等、対応方法を調整する。

#### オ 感染予防、医療機関受診方法等の周知

新型インフルエンザ等の国内発生に備え、感染対策、帰国者・接触者相談センター及び医療機関への受診方法等の情報を広報紙、ホームページ、チラシ等を通じて周知する。

#### カ 新型インフルエンザ等発生時の留意点の啓発

新型インフルエンザ等の国内発生に備え、市民に対し、新型インフルエンザ等発生時の次の留意点について啓発を行う。

- (ア) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者相談センター等を通じて専用外来を受診すること。
- (イ) 感染時の外出を自粛すること。
- (ウ) 同居家族が感染した場合に外出を自粛すること。
- (エ) 咳エチケットを徹底すること。

#### キ 学校等への情報提供、連携体制

市内の小中学校、保育所、公民館等に対し、新型インフルエンザ等が発生した場合の情報提供や連携体制について調整を行う。

#### ク 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

市民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置し、窓口や電話での感染症に関する相談のみならず、生活相談に対応できる体制を確保する（相談窓口の一本化）。

### (3) まん延防止

#### ア まん延防止対策物品等の備蓄

まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。

#### イ 公共施設の感染対策

パンデミックに備え、公共施設、公共交通機関及び市職員の感染対策を検討する。

#### ウ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

公共施設利用者、公共交通機関利用者及び市職員に対し、感染対策（手洗い・うがいの励行、マスクの早期着用、その他の予防方法等）の啓発を行う。

#### エ 事業所等への感染対策の啓発

新型インフルエンザ等の国内発生以降に備え、事業所等に対し、感染対策について徹底する。

#### オ 海外渡航者への注意喚起

国及び県と連携し、海外出入国者へ注意喚起するとともに、必要に応じて、発生地域等への不要不急の渡航の自粛を呼びかける。

#### カ 医療体制整備に対する協力

県等の要請に応じ、医療体制の整備等の各種対策に適宜協力する。

### (4) 予防接種の実施

#### ア 特定接種

(ア) 国及び県と連携し、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 具体的な接種の進捗状況やワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

#### イ 住民接種

(ア) 市民へのパンデミックワクチンの接種に当たっては、「市接種計画」に基づいて、接種の体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所および医療従事者の確保を行い、迅速かつ円滑に接種ができるようにする。

(イ) 予防接種の実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法等の周知を行う。

(ウ) ワクチンについての広報に当たっては、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性についての情報、接種の時期・方法等について、分かりやすく伝えることに留意する。

### (5) 市民生活及び社会機能の安定確保

#### ア 社会・経済機能の維持

(ア) 生活相談や市民サービスの問い合わせに対応する電話相談窓口の設置について体制を整える。

(イ) 新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図る。

#### イ 要援護者への生活支援

民生委員・児童委員等を通じて、新型インフルエンザ等の感染対策の啓発を行う。

また、生活支援、搬送が必要な人へのパンデミック時の具体的支援について、必要に応じて見直しを行う。

#### ウ 埋火葬の円滑な実施

県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めるものとする。

### 3 国内発生期

状態：
・埼玉県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。
目的：
・県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方：
・国内で発生した場合の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 ・医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人が取るべき行動について十分な理解を得るため、市民へ積極的な情報提供を行う。 ・県内での発生及び県内感染拡大期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保に向けた体制整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### (1) 実施体制

必要に応じて連絡調整会議を開催し、発生状況等の情報収集と今後の対応方針について確認する。

##### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- 緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、直ちに北本市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- 職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

#### (2) 情報収集と情報提供

##### ア 国内外の情報収集

国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、鴻巣保健所等からの国内外発生情報を収集し、対策本部及び連絡調整会議に提供し、発生動向を共有する。

##### イ 帰国者・接触者外来受診状況等の把握

新型インフルエンザ等患者の帰国者・接触者外来受診状況等を把握する。

##### ウ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

新型インフルエンザ等の市内発生を早期に探知するため、小中学校、保育所等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）を把握する。

**エ 感染対策、感染者の受診方法等の周知**

新型インフルエンザ等患者の市内発生に備え、市民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を提供する。

**オ 正確な情報、正しい知識の周知**

新型インフルエンザ等患者の市内発生に備え、広報紙、ホームページ等で、国内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。また、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう啓発を行う。

**カ 学校等への感染情報等の提供**

小中学校、保育所等へ、新型インフルエンザ等の国内の感染情報を提供する。

**キ 新型インフルエンザ等相談窓口での対応**

市は、引き続き「新型インフルエンザ等相談窓口」を開設する。市民等からの相談が増加した場合は、必要に応じて相談窓口の体制を充実・強化する。

**ク 市民等への緊急事態宣言の伝達**

国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報紙、ホームページ、チラシ等により市民等に提供する。

**(3) まん延防止**

**ア まん延防止対策物品等の備蓄**

まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を必要に応じて進める。

**イ 公共施設の感染対策**

公共施設での窓口対応職員のマスク着用、手指消毒液の設置、手洗い等の掲示及び室内換気等の感染対策を必要に応じて行う。

**ウ 公共施設利用者等への感染対策の啓発**

公共施設利用者、公共交通機関利用者及び市職員に、咳エチケット、手洗い、うがい等の励行を要請する。

**エ 事業所での感染対策の徹底**

ホームページ及び商工会を通じて、事業所への感染対策の徹底を要請する。



#### オ 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童・生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行う。

#### カ 学級閉鎖、休園等の手順の周知

小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖並びに保育所、学童保育室等の休園等それぞれの目安の提示と実施手順を周知する。

#### キ 施設利用の制限の検討

状況に応じて、対策本部及び連絡調整会議において、公共施設の利用制限の検討を行う。

#### ク 集会等の感染対策の徹底及び自粛検討の周知

状況に応じて、市民等に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の市民等が参加する集会等の各種事業について、感染対策を徹底するとともに、必要な場合は自粛も検討するよう周知する。

#### ケ 市主催事業等の延期の検討

状況に応じて、不特定多数の市民等が参加する市主催事業等の延期又は中止について検討する。

#### コ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請

状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。

#### サ 医療体制整備に対する協力

市は、県の医療体制の整備に協力する。

### (4) 予防接種の実施

#### ア 特定接種の実施

国及び県と連携し、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### イ 住民接種の実施

##### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ▶ 接種実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校等の公的な施設を活用して接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。
- ▶ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種は、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次の状況が予想される。
  - ・新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

- ・ワクチンの需要が極めて高い一方で、当初の供給が限られている。
  - ・ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の時期と並行して情報収集が必要となる。
  - ・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - ・臨時接種、集団的接種等、通常実施していない接種体制がとられることになり、そのための混乱も起こり得る。
- 上記の状況を踏まえ、広報に当たっては次のような点に留意し、わかりやすく伝える。
- ・接種の目的や優先接種の意義等について
  - ・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開する
  - ・接種の時期、方法等、市民一人一人がどのように対応するべきかについて
  - ・具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等について

## (5) 市民生活及び社会機能の安定確保

### ア 社会・経済機能の維持

(ア) 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

国及び県と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかける。また、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(イ) 廃棄物収集事業者への業務継続要請

廃棄物収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保等による業務継続を要請する。

(ウ) 廃棄物の排出抑制等の協力要請

市民や事業者に対し、廃棄物の減量及び排出抑制への協力要請を検討する。

(エ) 水道の安定供給

水道の安定供給について、水道企業団と市の役割を調整する。

### イ 要援護者への生活支援

パンデミック時の具体的支援について、対応方法を確認するとともに、必要に応じて見直しを行う。また、生活必需品の配布等について検討する。

### ウ 埋火葬の円滑な実施

(ア) 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

(イ) 市内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、手袋・不織布製マスク・非透過性納体袋等を、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

【「緊急事態宣言」がされている場合】

- 水道の供給安定を行うために業務継続計画に基づき必要な措置を講じるとともに、公共交通機関の維持のため、支援を行う。
- 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- 在宅の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

## 4 県内発生早期

状態：
・埼玉県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を積極的疫学調査で追うことができる状態。
目的：
・市内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備え、体制を整備する。
対策の考え方：
・県内発生早期には、積極的な感染拡大防止策を講じる。 ・医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人が取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ・必要に応じて、県が行う県内発生早期の新型インフルエンザ等への医療提供・相談体制を支援し、患者が適切な医療を受けられるようにする。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ・感染拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び地域経済の安定確保に向けた体制整備を進める。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性が低下した対策の縮小・中止を図る。

### (1) 実施体制

#### ア 任意の対策本部等の開催

県内又は市内で、新型インフルエンザ等患者の発生が確認された場合は、特措法に基づかない任意の対策本部及び連絡調整会議を開催し、対策の方針決定及び必要な対策を講じる。

#### イ 対策本部等での情報の共有

対策本部及び連絡調整会議において、国内、県内及び市内の感染情報の共有化を図り、市行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

#### ウ 業務継続方針の検討

県内感染期に備え、対策本部及び連絡調整会議において業務継続の方針を検討する。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

➤ 緊急事態宣言がされているときは、対策の考え方に基づき、上記の対策に加え、必要に応じて以下の対策を行う。

①緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき、直ちに北本市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、対策の考え方に基づき市の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進す

る。

②職員の配置基準は、新型インフルエンザ等に対応することとしている全ての人員を配備する非常体制とし、必要な緊急事態措置を実施する。

③北本市新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部及び県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、必要に応じて市対策本部長は、県対策本部に対して総合調整を行うよう要請する。

④新型インフルエンザ等の感染拡大により緊急事態措置を行うことができなくなった際は、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

## (2) 情報収集と情報提供

### ア 国内等及び市内の情報収集

国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、鴻巣保健所、市内の学校や医療機関等からの国内、県内及び市内での発生情報を収集し、対策本部及び連絡調整会議に提供し、発生動向を共有する。

### イ 帰国者・接触者外来受診状況等の把握

新型インフルエンザ等患者の帰国者・接触者外来受診状況等を引き続き把握する。

### ウ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

新型インフルエンザ等の市内での感染拡大を早期に探知するため、小中学校、保育所等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の把握を強化する。

### エ 感染対策、感染者の受診方法等の周知

新型インフルエンザ等患者の市内での感染拡大に備え、市民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供する。

### オ 正確な情報、正しい知識の周知

新型インフルエンザ等患者の市内での感染拡大に備え、引き続き、ホームページ等で、国内、県内及び市内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。また、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう、引き続き積極的に啓発を行う。

### カ 学校等への市内感染情報等の提供

小中学校、保育所等へ、新型インフルエンザ等の国内、県内及び市内の感染情報を引き続き提供する。

### キ 学校・保育施設等における感染対策

県及び市は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校、保育施設等に

における感染対策の実施に資する目安を周知する。

#### ク 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

「新型インフルエンザ等相談窓口」を引き続き設置し、増加する市民からの問い合わせに対応できるよう体制を充実・強化する。また、パンフレット等を準備し、外国人市民への外国語対応を行う。

#### ケ 市民等への緊急事態宣言の伝達

国により緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報紙、ホームページ、チラシ等により市民等に提供する。

### (3) まん延防止

#### ア まん延防止対策物品等の備蓄

物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。

#### イ 公共施設の感染対策

公共施設等での手指消毒液、手洗い等の掲示及び室内換気等の感染対策を強化する。また、必要に応じて窓口職員等はマスクを着用する。

#### ウ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

公共施設利用者及び市職員等に、咳エチケット、手洗い、うがい等の励行の指導を強化する。

#### エ 事業所での感染対策の徹底

ホームページ及び商工会を通じて、事業所での感染対策及び従業員の健康管理・適正な医療機関受診等について周知の徹底を行う。

#### オ 臨時休業、休園等の対応

小中学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）並びに保育所、学童保育室等の休園等のそれぞれの実施手順に基づき、対応の準備を行う。

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、臨時休業を適切に行う。

#### カ 緊急事態宣言発令時の学校等の使用制限

県は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、基本的対処方針に基づき、特措法第45条第2項により、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。

#### キ 施設利用の制限の検討

県の要請又は状況に応じて、対策本部及び連絡調整会議において、公共施設の利用制限の検討を行う。

#### ク 不要不急の外出の自粛検討の周知

県の要請又は状況に応じて、新型インフルエンザ等の国内外の発生地域での不特定多数の集まる活動への参加や不要不急の外出について、引き続き感染対策を徹底するとともに、必要な場合は自粛も検討するよう市民等に周知する。

#### ケ 集会等の感染対策の徹底及び自粛検討の周知

県の要請又は状況に応じて、市民等に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の市民等が参加する集会等の各種事業について、引き続き感染対策を徹底するとともに、必要な場合は自粛も検討するよう周知する。

#### コ 市主催事業等の延期の検討

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の市民等が参加する市主催事業等については、延期又は中止を検討し、必要に応じて延期又は中止を行う。

#### サ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を要請する。また、特措法に基づき県が行う休業等の措置要請等について理解を求める。

#### シ 医療体制整備に対する協力

市は、県の医療体制の整備に協力する。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 埼玉県を区域として緊急事態宣言がされている場合、対策の考え方に基づき、必要に応じ県が行う以下の措置に協力する。
  - ①特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を定め、不要不急の外出自粛及び基本的な感染対策徹底の要請。
  - ②特措法第45条第2項に基づき、学校・保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めた施設の使用制限の要請。
  - ③特措法第24条第9項に基づき、学校・保育所等以外の施設に対し、職場を含めた感染対策徹底の要請。
  - ④公共交通機関に対し、当該感染症の症状がある者の乗車見合わせ、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤・自転車等の活用、不要不急の利用抑制の要請。

#### (4) 予防接種の実施

##### ア 特定接種の実施

国及び県と連携し、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員を対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て引き続き特定接種を行う。

##### イ 住民接種の実施

緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づき、新臨時接種を進める。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 保健センター等の公共施設に接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種により、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

#### (5) 市民生活及び社会機能の安定確保

##### ア 社会・経済機能の維持

(ア) 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

国及び県と連携し、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって、消費者としての適切な行動をとるよう引き続き呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

(イ) 市職員の感染者の把握

市職員の感染者を把握する。

(ウ) 電気、ガス、水道等の業務継続要請

必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の要請を行う。

(エ) 廃棄物収集事業者への業務継続要請

廃棄物収集事業者に感染者が多発した場合に備え、代替要員の確保等による業務継続を要請する。

(オ) 廃棄物の排出抑制等の協力要請

市民や事業者に対し、廃棄物の減量及び排出抑制への協力要請及び啓発を行う。

(カ) 水道の安定供給

状況に応じて、浄水施設等の事故等により水道が給水停止される場合に備え、必要な対策を水道企業団と確認する。

##### イ 要援護者への生活支援

市は、食料・生活必需品等を調達できるよう支援を開始する。

また、介護事業者の事業維持が困難となり要援護者がサービスを受けられなくなる場合を想定した支援を開始する。

##### ウ 在宅で療養する患者への支援



国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

### エ 埋火葬の円滑な実施

（ア）火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。

（イ）県と連携を図りつつ、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努める。

（ウ）県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、県央みずほ斎場で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

（エ）死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

（オ）臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。
- ▶ 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ▶ 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ▶ 県とともに、生活関連物資等の価格高騰、供給不足又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- ▶ 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ▶ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間において、いずれの市においても埋火葬の許可を受けるとともに、特に公衆衛生上の危害を防止するために緊急の必要があると認められる場合は、埋火葬の許可を要しない等の特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 5 県内感染拡大期

状態：
<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が積極的疫学調査で把握できなくなった状態。 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む)</li> </ul>
目的：
<ul style="list-style-type: none"> <li>医療体制を維持する。</li> <li>健康被害を最小限に抑える。</li> <li>市民生活・地域経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
対策の考え方：
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大を抑制することは困難であり、対策の主眼を早期の積極的感染防止策から被害軽減に切り替える。</li> <li>市内での発生状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人が取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>県が行う医療体制の維持に協力し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>欠勤者の増大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> <li>状況の進展に応じて、必要性が低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul>

### (1) 実施体制

#### ア 基本的対処方針に基づく措置の実施

対策本部及び連絡調整会議を開催し、市対策本部、鴻巣保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行う。

#### イ 対策本部等での情報の共有

対策本部及び連絡調整会議において、国内、県内及び市内での急速な感染拡大等に関する感染情報の共有化を図り、市行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて市行動計画の見直しを行う。

#### ウ 消防救急体制の確保及び情報共有

市行動計画及び消防本部が定める業務継続計画等に基づき、消防救急体制を確保する。また、

市内の小中学校等や医療機関での新型インフルエンザ等の感染情報を消防本部に提供する。

#### エ 廃棄物収集運搬処理体制の確保

市行動計画及び埼玉中部環境保全組合が定める事業継続計画等に基づき、廃棄物収集運搬処理体制を確保する。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 県内発生早期に準じる。

### (2) 情報収集と情報提供

#### ア 国内等及び市内の情報収集

国の新型インフルエンザ等対策関連情報や県対策本部、鴻巣保健所、市内の学校や医療機関等からの国内、県内及び市内での発生情報を収集し、対策本部及び連絡調整会議に提供し、引き続き発生動向を共有する。

#### イ 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

新型インフルエンザ等の市内での感染拡大の状況を探知するため、小中学校、保育所等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の集団的発生状況を把握する。

#### ウ 市内での感染者情報の把握

市内での感染者情報の把握及び情報共有は継続するが、新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の全数把握は中止する。

#### エ 感染対策の強力な啓発

市内で急速に拡大する新型インフルエンザ等患者の発生に対処するため、市民、事業所、小中学校、保育所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

#### オ 正確な情報、正しい知識の周知

市内で急速に拡大する新型インフルエンザ等患者の発生に対処するため、ホームページ等で、国内、県内及び市内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知する。また、新型インフルエンザ等感染者に対する偏見や忌避が起こらないよう積極的に啓発を行う。

#### カ 学校等への市内感染情報等の提供

引き続き小中学校、保育所等へ、新型インフルエンザ等の国内、県内及び市内の感染情報を提供する。

### キ 新型インフルエンザ等相談窓口の体制強化

市民からの問い合わせに対応できるよう相談体制を柔軟に見直す等、「新型インフルエンザ等相談窓口」の体制を引き続き充実・強化する。

### ク 市長からの緊急事態宣言

感染被害の状況によって、広報紙、ホームページ、チラシ等を用いて、市長から緊急事態宣言を行い、感染対策の徹底や、落ち着いて正確な情報に基づき行動するよう啓発・注意喚起を行う。

ただし、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかにその内容を市民に伝達し、必要な対策を講じる。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

▶ 埼玉県を区域として緊急事態宣言がされているときは、対策の考え方に基づき、必要に応じ、市長コメント等により、市民に対し厳重警戒及び情報提供を行う。

### (3) まん延防止

#### ア まん延防止対策物品等の備蓄

物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進める。

#### イ 公共施設での感染対策の徹底

市の公共施設の窓口対応職員等のマスク着用、手指消毒やうがい、窓口カウンター等の消毒、屋内換気等の実施を徹底する。

#### ウ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

公共施設利用者及び市職員等に、咳エチケット、手洗い、うがい等の励行の指導等を徹底する。

#### エ 事業所での健康管理、感染対策の徹底

ホームページ及び商工会を通じて、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、感染症の症状の認められた従業員の健康管理及び医療機関受診の徹底を要請する。

#### オ 学校保健安全法に基づく、学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖）を適切に行う。

#### カ 保育園等の休園への対応

県の実情、感染拡大の状況及び小学校の臨時休業の状況により、対策本部において、保育園を休園とする決定を行う。

#### キ 公共施設の使用中止の決定

県の要請又は状況に応じて、対策本部において、利用者の感染対策の確保及び行政機能を維持するため、一部の市の公共施設の使用を中止させ、施設を臨時休業とする決定を行う。

#### ク 不要不急の外出の強力な自粛要請

県の要請又は状況に応じて、不要不急の外出を控えるよう、市民等に強く要請する。

#### ケ 集会等の感染対策の徹底及び中止等の要請

不特定多数の市民等が参加する集会等を開催する場合は、感染対策を徹底するよう市民等に呼びかける。また、県の要請又は状況によっては、中止又は延期を要請する。

#### コ 市主催事業等の延期、中止等の決定

県の要請又は状況に応じて、対策本部において市主催事業等の開催、中止、延期、開催方法の変更等を協議の上、決定し、関係者に対して、速やかに、通知する。

#### サ 集客を伴う事業活動の自粛要請

県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛を要請する。

#### シ 医療体制整備に対する協力

市は、県の医療体制の整備に協力する。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

県内発生早期に準じる。

- ▶ 市は、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、症状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

#### (4) 予防接種の実施

##### ア 特定接種の実施

国及び県と連携し、引き続き本市の新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### イ 住民接種の実施

(ア) 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく、新臨時接種を進める。

(イ) あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。予防接種

法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

**【「緊急事態宣言」がされている場合】**

▶ 市民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

**(5) 市民生活及び社会機能の安定確保**

**ア 社会・経済機能の維持**

(ア) 生活必需品等を提供する事業者への業務継続の要請

食料品又は生活必需品の確保・供給に関する事業者に対し、業務継続を要請する。

(イ) 市職員の感染者の把握

市職員の感染者を把握するとともに、市職員の感染拡大の状況に応じて必要な場合は、部内等の職員配置体制の見直しを行う。

(ウ) 行政機能の縮小継続と周知

市業務継続計画及び対策本部の方針に基づき、行政機能を維持するため、一部業務を縮小して継続するとともに、その行政サービスの情報を周知する。

(エ) 行政機能の縮小継続と勤務体制の確保

市民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、市職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小して、行政機能を継続・維持する。

(オ) 電気、ガス、水道等の業務継続要請

必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の要請を行う。

(カ) 廃棄物収集業務の継続

廃棄物収集処理業務について、従業者の多数り患により通常業務が困難な場合は、収集回数を減らす等の対応により業務を継続する。広報紙、ホームページ等で事前に周知する。

(キ) 廃棄物の排出抑制等の協力要請

市民や事業者に対し、引き続き廃棄物の減量及び排出抑制への協力要請及び啓発を行う。

(ク) 水道の安定供給

水道の安定供給を要請するとともに、浄水施設等の事故等により水道が給水停止される場合は、水道企業団と協力して、臨時給水の実施等の飲料水の確保対策を実施する。

**イ 要援護者への生活支援**

関係機関、団体等の協力を得ながら、在宅で療養している要援護者に、必要に応じて次の支援を行う。

(ア) 巡回による見守り

(イ) 往診・訪問看護

(ウ) 食料品、生活必需品の提供

(エ) 医療機関への移送

(オ) その他

### ウ 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

### エ 埋火葬の円滑な実施

（ア）遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、一時的な遺体安置場所として準備している施設において、一時的な遺体の保存を適切に行う。

（イ）県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集する。

（ウ）死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、一時的な遺体安置場所を直ちに確保する。併せて、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。また、増加する業務に応じて、職員配置体制の見直しを行う。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 市は引き続き、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するよう努める。
- ▶ 国及び県と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。
- ▶ 県とともに、市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ▶ 県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ▶ 県とともに、生活関連物資等の価格高騰、供給不足が生じた時、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- ▶ 国及び県の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ▶ 国及び県の要請を受け、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ▶ 国及び県の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

- ▶ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、国が定める当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等に関する特例の手続を行う。
- ▶ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。
- ▶ 県は、国が行う新型インフルエンザ等の患者の権利利権の保全等、新型インフルエンザ等緊急事態に関する政府関係金融機関等の融資、金銭債務の支払猶予等、通貨及び金融の安定に関する措置を行ったときは、必要に応じて、その旨を周知する。



## 6 小康期

状態：
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態。</li> <li>・ パンデミック（大流行）は、いったん終息している状態。</li> </ul>
目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</li> </ul>
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材・医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。</li> <li>・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・ 第二波の流行による影響を軽減するため住民接種を進める。</li> </ul>

### (1) 実施体制

ア 国及び県が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対象方針を公示したときは、直ちに市対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定し、全庁一体となった対策を推進する。

イ 緊急事態解除宣言がされた時は、遅滞なく市対策本部を廃止する。

### (2) 情報収集と情報提供

#### ア 流行の再燃の早期発見

国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、鴻巣保健所等からの県内の発生情報の推移を見守り、流行の再燃の早期探知に努める。

#### イ 流行再燃の早期発見のための学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

流行の再燃を早期に探知するため、小中学校、保育所等におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の集団発生の把握を強化する。

#### ウ 流行の終息及び再燃への注意を周知

ホームページ等で、国内、県内及び市内の発生状況、流行が終息に向かっていること、引き続き、流行の再燃に備えて十分に注意する必要があること等を周知する。

#### エ 新型インフルエンザ等相談窓口での健康相談の継続

新型インフルエンザ等相談窓口において、継続的に健康相談と不安の緩和を行う。  
また、国及び県から新型インフルエンザ等相談窓口体制の縮小の要請があった場合は、相談窓口を縮小する。

### (3) まん延防止

#### ア 流行の再燃に備えたまん延防止対策物品等の補充

流行の再燃に備え、まん延防止対策物品等（マスク、ゴーグル、手袋、感染防護服、手指消毒液、医薬品等）の備蓄の見直しを行う。また、補充を行う。

#### イ 学校等の再開準備

市は、県の要請期間の満了又は感染の状況により、小中学校及び保育所の再開準備を行う。

#### ウ 公共施設の再開準備

県の要請期間の満了又は感染の状況により、市の公共施設の再開準備を行う。

#### エ 集会及び不要不急の外出の自粛解除の周知

県の要請期間の満了又は感染状況により、市民等に対し、不特定多数の市民が集まる集会及び不要不急の外出を自粛する必要がなくなったことを周知する。

#### オ 集客を伴う事業活動の自粛解除の周知

県の要請期間の満了又は感染状況により、集客施設等の事業活動を自粛する必要がなくなったことを周知する。

### (4) 予防接種の実施

#### 住民接種の実施

市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の規定する臨時の予防接種を実施する。

### (5) 市民生活及び社会機能の安定確保

#### ア 社会・経済機能の維持

##### (ア) 市業務継続計画の見直し

行政機能を維持するために実施した一部業務の縮小等の結果を評価するとともに、必要に応じて市業務継続計画の見直しを行う。

##### (イ) 行政機能の平常時体制への移行

市職員の勤務体制及び業務を調整し、順次平常時の行政機能体制に移行する。

### イ 要援護者への生活支援

生活・健康状態の見守り等の生活支援を引き続き行う。

### ウ 埋火葬の円滑な実施

一時的遺体安置所は、新型インフルエンザ等による死亡者数を踏まえ、順次閉鎖する。

随時不要となった対策を終了する。

#### 【「緊急事態宣言」がされている場合】

- ▶ 事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重点業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨を周知する。
- ▶ 水道の供給安定及び公共交通機関の維持を行うために、これまでの被害状況等の確認をするとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう必要な支援を行う。
- ▶ 県と連携して、県内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合、新型新インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

## 別表1 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

**(1) 特定接種の登録事業者****A 医療分野**

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	(経済産業省)
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)

別表1 特定接種となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)

別表1 特定接種となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	一	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	一	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	一	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。）の販売	(農林水産省) (経済産業省)

別表1 特定接種となり得る業種・職務について

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LP ガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。



**(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員**

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

**区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

**区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務**

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、 緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する 事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

**区分3：民間の登録事業者と同様の業務**

- (1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務  
(県、市町村)

表2 病原性による医療の対象の選択について（概要）

別表2 病原性による医療の対象の選択について（概要）

県行動計画（91頁）より引用

実行する対策				
病原性	病原性が不明又は病原性が高い場合		病原性が低い場合	
発生段階	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降	県内発生早期まで	県内感染拡大期以降
相談体制	帰国者・接触者相談センター	—	—	—
	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等	相談窓口等
外来診療体制	専用外来	—	—	—
	専用外来以外の医療機関では、新型インフルエンザ等の患者の診療を原則として行わない	一般医療機関 新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定	一般医療機関 必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定
	全ての患者に関する届出	—	—	—
	—	電話再診患者のファクシミリ等処方	—	必要に応じて、電話再診患者のファクシミリ等処方
入院診療体制	入院措置	—	—	—
	全ての患者が入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療	重症者のみ入院治療
	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策	院内感染対策
	—	待機的入院、待機的手術の自粛	—	待機的入院、待機的手術の自粛
	—	定員超過入院	—	定員超過入院
—	臨時の医療施設等における医療の提供	—	—	
要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	必要に応じて、医療関係者に対する要請・指示	—	—
検査体制	全疑似症患者にPCR検査等	—	—	—
	疑似症患者以外については、都道府県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等	県が必要と判断した場合にPCR検査等
予防投与	抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	患者の同居者については、効果等を評価した上で、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討	—	—
情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供	医療機関に対する情報提供

参考 国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

県行動計画（92～94頁）より引用

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1) - 1 体制強化

県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて庁内会議を開催し、対応方針について協議し、決定する。この場合、「埼玉県高病原性鳥インフルエンザ感染症対応指針」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）対応マニュアル」「埼玉県インフルエンザ（H5N1）診断・治療及び医療施設等におけるガイドライン」を基本として対応する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2) - 1 情報収集

県は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(2) - 2 国等からの情報収集

県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況及び海外における状況について、国等から情報を収集する。情報収集源としては、以下のとおりとする。

- ・ 国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 地方公共団体

(2) - 3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

(3) - 1 県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

(3) - 2 国から、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染を認めたとの情報提供があった場合には、県は、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等に

表2 病原性による医療の対象の選択について（概要）

について、県民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4) - 1 水際対策

- ① 国が、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合行う、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を受け、県も情報提供、注意喚起を行う。
- ② 県は、検疫所から検疫法の対象となる鳥インフルエンザの有症状者に関する通知等を受け、適切に対応する。

(4) - 2 疫学調査、感染防止策

- ① 県は、国が必要に応じて派遣する、疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(4) - 3 家きん等への防疫対策

県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。

- ① 国の支援を受け、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等の場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請する。
- ③ 県警察は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

(5) - 1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県及び保健所設置市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者が迅速かつ確実な診断を行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう要請する。
- ② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法に関する情報に基づき、衛生研究所においても検査を実施する。
- ③ 県及び保健所設置市は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）

表2 病原性による医療の対象の選択について（概要）

について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(5) - 2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが  
情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。

## 用語解説

※アイウエオ順

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### ○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来のこと。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

### ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。

### ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

### ○死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数のこと。

### ○住民接種

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、住民に対して行う臨時の予防接種のこと。

### ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルス

を病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがある。

### ○新型インフルエンザ等緊急事態宣言

特措法第32条第1項に基づき、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域に公示された場合は、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ○致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

### ○特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けている者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に行う臨時の予防接種のこと。

### ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問または必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザはA型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症で、このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸



やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H7N9亜型であれば指定感染症、それ以外であれば四類感染症として扱われる。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## 新型インフルエンザに備えた個人での備蓄物品の例

インフルエンザ等対策ガイドライン（134、141～142頁）より引用  
新型インフルエンザが海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、  
新型インフルエンザが国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出る  
ことも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが原則である。  
このため、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。

### 食料品（長期保存可能なもの）の例

- 米      乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）
- 切り餅   コーンフレーク・シリアル類      乾パン
- 各種調味料      レトルト・フリーズドライ食品
- 冷凍食品（家庭での保存温度、停電に注意）      インスタントラーメン、即席めん
- 缶詰      菓子類
- ミネラルウォーター      ペットボトルや缶入りの飲料
- 育児用調製粉乳

### 日用品・医療品の例

- マスク（不織布製マスク）      体温計
- ゴム手袋（破れにくいもの）      水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
- 漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
- 消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）
- 常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
- 絆創膏      ガーゼ・コットン
- トイレットペーパー
- ティッシュペーパー      保湿ティッシュ
- 洗剤（衣類・食器等）・石鹸
- シャンプー・リンス
- 紙おむつ
- 生理用品（女性用）
- ごみ用ビニール袋      ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
- カセットコンロ      ボンベ
- 懐中電灯      乾電池

# 北本市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月28日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、北本市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 北本市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

- 2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

## 北本市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行日 平成26年11月

発行 北本市

編集 保健福祉部健康づくり課

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

TEL 048-591-1111 (代表)

FAX 048-592-5997